

1. 申請資格について

1	Q	申請締切日までに、都内での許可取得後1年は経過していますが、産業廃棄物処理業の実績が1年以上ありません。申請はできますか。
	A	都内での許可取得後1年以上経過していれば申請できます。 ただし、評価基準を満たしていることが必要です。 まずは、業の区分に合わせた「評価基準表」で自己評価をお願いいたします。
2	Q	他県で産業廃棄物処理業の許可を取得していますが、東京都の許可を取得していません。申請はできますか。
	A	申請できません。東京都または八王子市もしくはその両方の許可を取得し、許可を得た業において1年以上経過していることが必要です。
3	Q	都内での産業廃棄物処理業の許可は収集運搬業（積替え保管を含む）ですが、実績が無いので収集運搬業（積替え保管を除く）での申請はできますか？
	A	申請できません。許可証と同一の業区分で申請してください。
4	Q	都内において施設を移転しました。移設先の施設では1年以上の実績がありませんが、申請はできますか。
	A	申請できます。移設後の実績ではなく、都内での産業廃棄物処理業の許可取得後1年以上経過していれば申請できます。 なお、移設時の「変更の事前計画書」や移設前のマニフェスト等を確認いたしますので、ご用意ください。
5	Q	中間処理施設が都内に複数ある場合は、それぞれの施設ごとに評価基準表で自己評価し、提出する必要がありますか。
	A	施設ごとの評価基準表を提出する必要はありません。ただし、全ての施設が適合基準を満たしているかどうかの自己評価をして下さい。 なお、審査については全ての施設を対象とします。